

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第6号

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

瀬戸市スポーツ施設条例（昭和45年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。		(開業時間) 第2条の2 施設の開業時間は、次のとおりとする。	
名称	開業時間	名称	開業時間
			1月から3月まで、4月から10月まで 11月及び12月
窯神グラウンド	午前6時から午後6時まで	窯神グラウンド	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後6時まで
陶祖グラウンド	午前6時から午後6時まで	陶祖グラウンド	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後6時まで
南公園グラウンド	午前6時から午後9時まで	南公園グラウンド	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後9時まで
北グラウンド	午前6時から午後6時まで	北グラウンド	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後6時まで
北テニスコート	午前7時から午後5時まで	北テニスコート	午前7時から午後5時まで 午前7時から午後5時まで
市民公園野球場	午前6時から午後9時まで	市民公園野球場	午前6時から午後6時まで 午前6時から午後9時まで

市民公園 プール	午前9時から午後5時まで	市民公園 プール		午前9時から午後5時まで
市民公園 武道館	午前9時から午後9時まで	市民公園 武道館	午前9時から午後9時まで (日曜日は、午前9時から午後6時まで)	午前9時から午後9時まで
市民公園 弓道場	午前9時から午後9時まで	市民公園 弓道場	午前9時から午後9時まで (日曜日は、午前9時から午後6時まで)	午前9時から午後9時まで
市民公園 陸上競技場	午前9時から午後9時まで	市民公園 陸上競技場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後7時まで
市民公園 Aテニスコート	午前7時から午後9時まで	市民公園 Aテニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後9時まで
市民公園 Bテニスコート	午前7時から午後5時まで	市民公園 Bテニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで
瀬戸市体 育館	午前9時から午後9時まで	瀬戸市体 育館	午前9時から午後9時まで (日曜日は、午前9時から午後5時まで)	午前9時から午後9時まで
瀬戸市第 二体育館	午前9時から午後9時まで	瀬戸市第 二体育館	午前9時から午後9時まで (日曜日は、午前9時から午後5時まで)	午前9時から午後9時まで
南ヶ丘野 球場	午前6時から午後6時まで	南ヶ丘野 球場	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
南ヶ丘テ ニスコート	午前7時から午後5時まで	南ヶ丘テ ニスコート	午前7時から午後5時まで	午前7時から午後5時まで

ト	ト	
南ヶ丘運動広場	南ヶ丘運動広場	南ヶ丘運動広場
<p>午前6時から午後6時まで</p> <p>備考</p> <p>1 1月から3月まで、11月及び12月の南公園グラウンドの開業時間は、午前6時から午後6時までとする。</p> <p>2 1月から3月まで、11月及び12月の日曜日における開業時間は、市民公園野球場が午前6時から午後6時まで、市民公園武道館、市民公園弓道場及び市民公園陸上競技場が午前9時から午後6時まで、市民公園Aテニスコートが午前7時から午後5時まで並びに瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館が午前9時から午後5時までとする。</p>	<p>午前6時から午後6時まで</p> <p>午前6時から午後6時まで</p>	<p>午前6時から午後6時まで</p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条の3 施設の休業日は、1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市民公園プールにあっては、1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 使用料は、施設使用料及び設備器具使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。ただし、別表第3に規定のない設備器具使用料は、当該設備器具ごとに1,100円を超えない範囲において、規則で定める額とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(休業日)</p> <p>第2条の3 施設の休業日は、1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日までとする。ただし、市民公園プールにあっては、1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 使用料は、施設使用料及び設備器具使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p>	

施設	区分	単位	金額	
<省略>				
市民公園 野球場	1月から3月	<省略>	<省略>	
	まで、11月 及び12月	午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,100	
		午後9時まで		
<省略>	<省略>	<省略>		
<省略>				
市民公園 弓道場	個人使用1人	<省略>	<省略>	
	1回につき	午後6時から	160	
		午後9時まで		
	個人使用(回 数券11枚綴 り)	午前9時から	1,100	
		正午まで		
		正午から午後	1,100	
		3時まで		
		午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,600	
午後9時まで				
<省略>	<省略>	<省略>		
市民公園 陸上競技 場	トラ ック(11人 使用以上で使 用する場 合をいう 。)	団体使用	午前9時から	1,100
			午後9時まで	

施設	区分	単位	金額		
<省略>					
市民公園 野球場	1月から3月	<省略>	<省略>		
	まで、11月 及び12月	午後3時から	1,100		
		午後6時まで			
		<省略>	<省略>	<省略>	
	<省略>				
市民公園 弓道場	個人使用1人	<省略>	<省略>		
	1回につき	午後6時から	160		
		午後9時まで			
	<省略>	<省略>	<省略>		
	市民公園 陸上競技 場	団体 使用	20人以上	午前9時から	1,100
			50人以上	午後1時まで	
			以下	午後1時から	1,100
				午後5時まで	
				午後5時から	440
				午後7時まで	
51人以上			午前9時から	2,200	
100人以上			午後1時まで		
以下	午後1時から	2,200			
	午後5時まで				
	午後5時から	880			
	午後7時まで				
101人以上	午前9時から	3,300			
以上	午後1時まで				

個人使用 1人1回 につき	午前9時から 午後9時まで	110	
個人使用 (回数券 11枚綴 り)	午前9時から 午後9時まで	1,100	
フィ ール ド使 用	全面	午前9時から	6,930
		正午まで	
		正午から午後	6,930
		3時まで	
		午後3時から	6,930
		午後6時まで	
		午後6時から	6,930
	半面	午前9時から	3,470
		正午まで	
		正午から午後	3,470
		3時まで	
		午後3時から	3,470
		午後6時まで	
		午後6時から	3,470
専用使用	午前9時から	7,260	
	正午まで		
	正午から午後	7,260	
	3時まで		
	午後3時から	7,260	
	午後6時まで		
	午後6時から	7,260	
	午後9時まで		

		午後1時から	3,300
		午後5時まで	
		午後5時から	1,320
		午後7時まで	
個人使用1人 1回につき	午前9時から 午後7時まで	110	
専用使用	午前9時から	4,120	
	午後1時まで		
	午後1時から	4,120	
	午後5時まで		
	午後5時から	1,650	
	午後7時まで		

<省略>

備考 <省略>

別表第3 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	点灯時間は、
市民公園	夜間照明	<省略>	<省略>	午後4
野球場	設備	<省略>	<省略>	時から
市民公園	夜間照明	2基につ	110	午後9
陸上競技場	設備	き30分		時まで
		ごと		の間と
市民公園	夜間照明	1面につ	220	する。
Aテニスコート	設備	き30分		
		ごと		

<省略>

市民公園	体操器具	1種目に	110	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。各放送室の使用料は、放送設備の
野球場、		つき		
市民公園				
陸上競技場、				
瀬戸市体育館	仮設舞台	一式につ	440	
及び瀬戸市第二体育館	舞台用照明器具	一式につ	1,100	
	放送設備	一式につ	330	
	マイクロフォン	1本につ	110	
	折りたたみ椅子	1個につ	10	
	机	1個につ	20	

<省略>

備考 <省略>

別表第3 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	利用期間は、
市民公園	夜間照明	<省略>	<省略>	4月から
野球場	設備	<省略>	<省略>	10月まで
				とし、
市民公園	夜間照明	1面につ	440	間は、
Aテニスコート	設備	き1時間		午後6
		ごと		時から
				午後9
				時までの間とする。

<省略>

瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館	体操器具	1種目に	110	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。
		つき		
	電光式得点掲示器	一式につ	550	
	仮設舞台	一式につ	440	
	舞台用照明器具	一式につ	1,100	
	放送設備	一式につ	550	
	マイクロフォン	1本につ	110	
	折りたたみ椅子	1個につ	10	
	机	1個につ	20	

フローア シート	1枚につ き	10	使用料 を含む ものと する。	フローア シート	1枚につ き	10	
市民公園 野球場放 送室	1室	550		市民公園 陸上競技 場放送室			
市民公園 陸上競技 場放送室	1室	110					
瀬戸市体 育館第1 競技場放 送室	1室	550					
瀬戸市第 二体育館 第3競技 場放送室	1室	550					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）の規定による施設の使用（同条例第13条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあつては、利用。以下同じ。）の許可に必要な手続その他の行為は、前項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前であっても、これを行うことができる。

(使用料等の徴収)

- 3 前項の規定により施行日前に当該施行日以後の施設の使用の許可を受けた者からは、当該施行日前においても当該許可に係る新条例第5条に規定する使用料（同条例第13条の規定により指定管理者に当該施設の

管理を行わせる場合にあっては、利用料)を徴収することができる。